

災害時、自治体に求められているもの

- ① 見えにくい被害への共感と寄り添い
- ② 市民と行政が《二人三脚》で勝ち取る罹災証明の判定



日弁連 災害復興支援委員会 副委員長
日本災害復興学会 復興支援委員会委員
静岡県ボランティア協会 理事
静岡市教育委員会 学校防災アドバイザー

弁護士・防災士 永野 海

↑ 「ひさぽ」のブックマークを
《全ての支援関係者が公的支援制度を
少しでも日頃から身近なものに》

自己紹介に代えて

〈執筆〉



『みんなの津波避難 22のルール 3つのSで生き残れ!』 (合同出版) 単著

『防災・減災の法務』 (有斐閣) 共著

『改訂版 弁護士のための水害・土砂災害対策QA』 (第一法規) 編著

『災害復興学辞典』 (朝倉書店) 分担執筆

『子どもたちの命と生きる 大川小学校津波事故を見つめて』 (信山社) 分担執筆

〈制作〉

『めざせ! 津波避難マスター』 開発・制作

『避難生活 & 生活再建ガイドブック』 NHKとの共同制作

『災害ケースマネジメント実施の手引き』 内閣府への協力

『災害時の子どもの生活ガイド』 NPOカタリバの監修

『水害にあったときに』 震災がつなぐ全国ネットワークの監修



《令和6年能登半島地震での活動》

- 1月1日 地震発生
- 1月3日 支援情報瓦版の公表
- 1月16日～ 新潟県弁護士会の被災者相談の応援担当
- 1月20日 支援情報瓦版 第2号の公表
- 1月28日 全国の支援者・弁護士など専門家にオンライン研修
- 2月1日～ 読売新聞本社の協力で輪島、珠洲で瓦版を折込配布
- 2月10日～ 1度目の能登での説明会・相談会(輪島、穴水町、穴水町社協研修など)
- 2月13日 金沢弁護士会さんに金沢で研修
- 3月8日～ 2度目の能登での説明会・相談会(能登町、富山県高岡市など)
- 4月1日 支援情報瓦版 第3号の公表
- 4月6日～ 3度目の能登での説明会・相談会(輪島市、志賀町、七尾市、穴水町など)
- 5月10日～ 4度目の能登での説明会・相談会(珠洲市、珠洲市社協研修、輪島市、能登町)
- 6月9日～ 5度目の能登での説明会・相談会(輪島市、七尾市)
- 今後 輪島市職員の方々への研修(予定)



瓦版関係



研修関係



説明会・相談会関係



〈今日30分間でお伝えしたいこと〉

- **多くの自然災害の被害は外からは見えにくい。**
発災直後から被災者の実際の被災状況を
複数の課で連携・確認し、**被害に共感し、寄り添い**を
- **罹災証明の判定の高低**は、その後の
市民と町の復興の全てを左右する！
より高い判定を市民と行政の**二人三脚**で勝ち取る



能登半島での被災者向け説明会・相談会
(どの避難所や仮設住宅でも《支援制度を説明してもらったのははじめて》と言われる現実)





何1つ解決できなくても、《行政》や《専門家》が、発災直後から現地に来て、話を聞いて共に悩み、行動してくれるだけで、実は被災市民は救われ、信頼してもらえる
(多くの市民はがんばってくれる職員、寄り添ってくれる職員が問題を解決できなくても怒ったりしない)



発災後の流れと被災者の不安



被災



当面の住まい問題



再建方法の悩み



再建の完了

被災者の不安と孤独

生活・健康面の不安

情報が
ない不安

再建の上での
様々な不安

相談相手
がない孤独

保健師さんなどプロによるサポートがされやすい

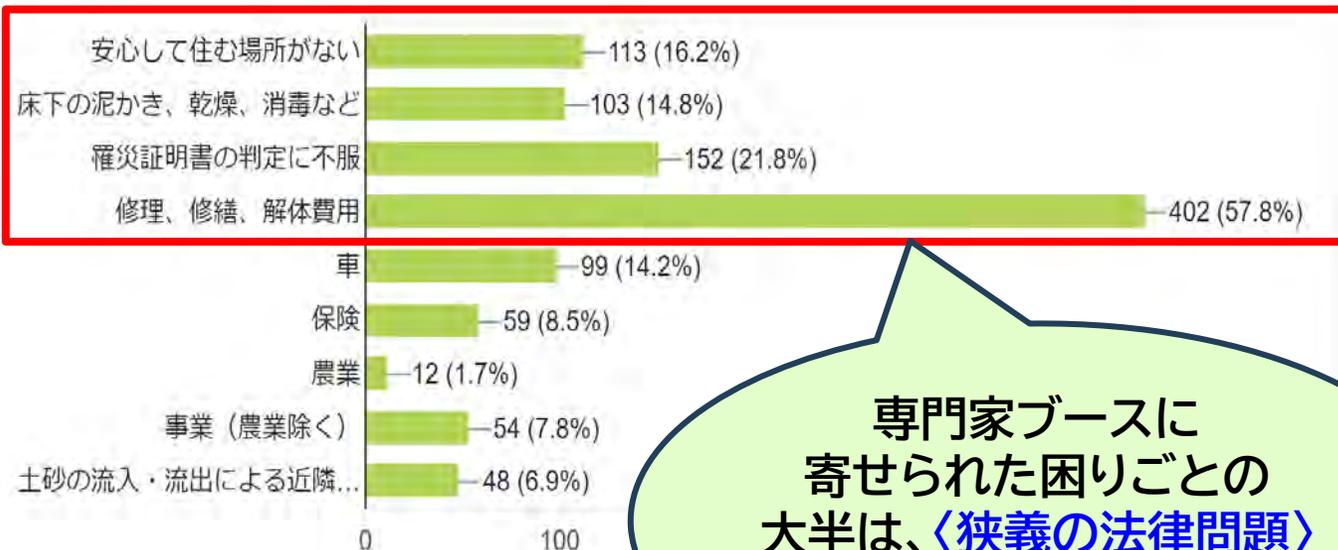
どの被災地でも十分には対応されていない

水害相談を担当した弁護士が当時の相談票に書き残していた内容

- 先日、市から書類の束が届いた。よく分からないので、自分がどのような支援を受けられるか聞いてみたい。
- 今後、何をどういう順番で取り組んでいけばいいのか分からない
(何日間も眠れていない方で、心のケアが必要だと思いました)
- 市から被災者支援制度の案内文書が届いたが、見れば見るほど分からなくて相談に来た。自分が使える支援制度を知りたい
- これまで一度も私にきちんと説明してくれた人が居なかったので、初めて説明してもらえて嬉しい
- 当日の被害の精神的不調が大きく、話をきいてもらう人に救いを求めたい思いで相談にきた
- 1階が浸水して未修理で、自宅に住むのが辛い
- 相談者には夫と発達障害の子供あり。母の介護もあるところに今回の父の被災。とても一人で抱えきれるものではなく、相談できる人もいなかった模様。途中何度もつらさを思い出しては泣かれてた
- 何から手をつけていいかわからない、どうしたらいいのか教えてほしい(非常に混乱した様子だった)
- 床上浸水したが、どうすればよいかわからない。今後の方針で妻とけんかになり、妻ともども精神的に参っている
- 修理するか建て替えか判断できない。仮設にも移動が大変。色々悩んで憂鬱になる。

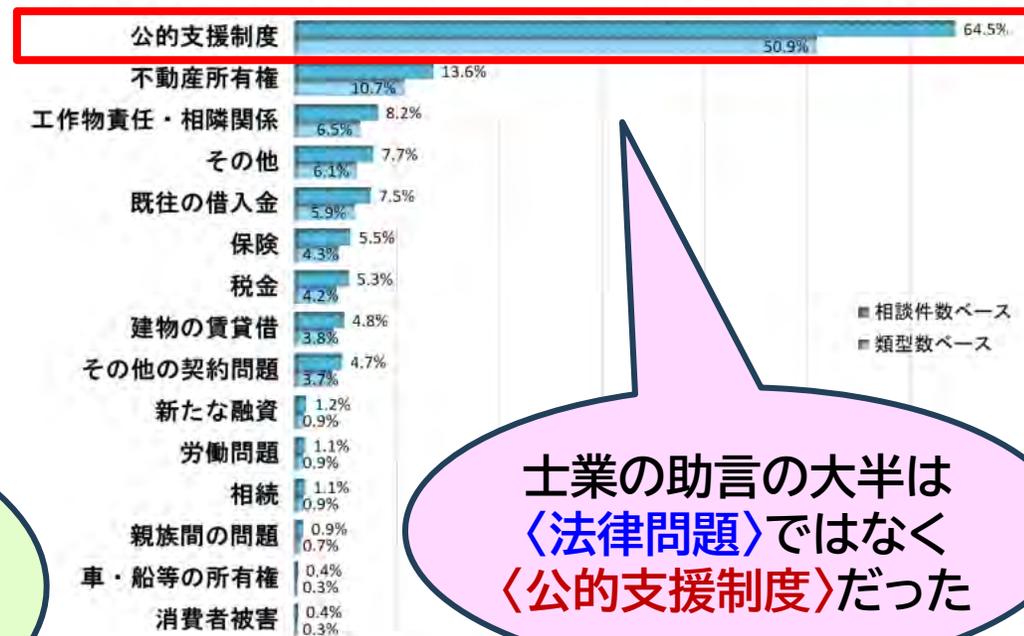
【統計】令和4年台風15号での土業相談ブースの相談内容・助言内容

困っていることの大分類（複数選択可） ※ あてはまるものがなければ飛ばしてください
696 件の回答

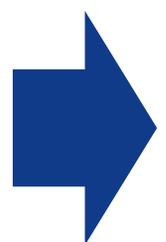


専門家ブースに寄せられた困りごとの大半は、**〈狭義の法律問題〉**ではなく、**〈再建や住まい〉**のことだった

1 全体の相談内容の傾向¹ [相談件数ベース：n=1,114² / 類型数ベース：n=1,410]



土業の助言の大半は**〈法律問題〉**ではなく**〈公的支援制度〉**だった



発災直後から ①支援制度の《全体像》を ②なるべくわかりやすく被災市民に伝える準備を平時から自治体はしておく必要があります
(災害時の支援制度研修、自治体内で十分にできていますか?)



延べ1200名の
弁護士、建築士、
司法書士、行政書士、税理士
などの専門家が土日祝日を含め毎日無料相談ブースを
開設。約1300件の
相談に対応。今も継続中！



現地調査の様子



被害の大きかった地区でのNPO、行政、社協と連携した出張相談会を数十回開催

弁護士と建築士、技術士などのチームで要請があった現地調査を何度も実施

弁護士による地域支え合いセンターへの支援制度研修、職員向け相談窓口の設置、同行訪問支援などで活動をサポート

地域支え合いセンターとの連携



被災後、フェーズにあわせたわかりやすい被災市民への情報提供が不可欠

能登半島地震 支援情報 瓦版

【被災後の生活再建のために】発行：R6.1.3(1.21補訂)

※被災後の生活再建のために、被災者の状況などによって、使える支援制度は異なります。
※この瓦版の情報は、あくまで参考のもので、その後、変更がある可能性があります。

この瓦版や様々な支援情報ツールはこちらからDL ↓

再建のための流れ例

被災証明書について知りたい

代表的な支援制度について簡単に知りたい

応急仮設住宅の確保

被災者生活再建支援金を活用したい

被災者生活再建支援金とは

※被災地の詐欺に注意！支払う前に警察、ダイヤル188相談センターなどに必ず相談
※不動産の権利証、遺贈、保険証券、実印など失っても、権利は失われませんのでどうか安心下さい 制作：弁護士 永野 海

能登半島地震 支援情報 瓦版

【被災後の生活再建のために】 2024年1月20日発行号

※お住まいの地域への災害救助法などの法律の適用や、その他の条件によって使える支援制度は異なります。また、発行後の情報変更にもご注意ください。
※瓦版2号は主に石川県で被災された方への情報です。

※瓦版第2号からは制作チームによる発行となりました。
制作・発行：能登半島地権者協議会制作チーム（NPO法人YMF、NPO法人ワンファミリー仙台、弁護士 永野 海、一人ひとりが支えられる災害復興法をつくる会）

この瓦版（バックナンバー）や、豊富な支援情報がダウンロードできます

今後の避難生活の流れ（イメージ）

1. 1.5次避難所 → 2. 2次避難所 → 3. 応急仮設住宅 → 4. 元の自宅など

※1.5次や2次避難所に、被災証明書は不要です。 ※避難所以外の場所に避難している方も、食料などの物資や情報、医療サービスなどの支援は受けられます。

相談窓口

1.5次避難	石川県の1.5次・2次避難
<ul style="list-style-type: none"> 輪島市（福祉課） 0768-23-1161 珠洲市（福祉課） 080-7392-7699 / 080-7110-6551 穴水町（福祉課） 0768-52-3650 	<ul style="list-style-type: none"> 能登町（健康福祉課） 0768-62-8514 七尾市（健康福祉課） 0767-53-3624 志賀町（健康福祉課） 0767-32-9132

石川県の1.5次・2次避難 コールセンター 0120-266-755 (9時～18時 土日祝対応)

総務省きくみ石川 石川県で被災された方の災害支援相談ダイヤル 0120-776-110 (9時30分～17時15分)

一石川県公式LINEで避難者情報の登録をお願いします。

協力：特定非営利活動法人ジャパン・プラットフォーム、JANPIA

能登半島地震 支援情報 瓦版 住まいの再建 特別版

災害救助法の適用やその他の条件などによって使える支援制度は異なります

発行：R6.4.1 弁護士 永野 海

被災証明書をもったら、その判定で使える支援制度を確認して、(修理する)、(建て替える)、(別の場所で再建する)、(賃貸物件や災害公営住宅に入居する)など、住まいの再建方法の検討をはじめましょう。

進捗や一部損壊を含め自分が使える他の支援制度を知りたい方はコチラ

チャットボットで自分が使える制度を探そう

自分が使える支援制度の簡単早見表

半壊以上の場合の住まい再建の流れ（1つの例）

※被災者生活再建支援金 半壊世帯は3/4の金額

START → GOAL

1. 当面の住まい確保 → 2. 解体 → 3. 被災者生活再建支援金 → 4. 住宅金融支援機構の特別ローン → 5. 被災者生活再建支援金 → 6. 能登6市町の特例給付金 → 7. 修理完了 → 入居開始

修理：応急修理制度 (70万6000円) / 仮設住宅

建替・購入：仮設住宅 / 公費解体 (無料解体、撤去してもらう)

借る：基礎支援金 (全壊世帯 100万円、大規模半壊 50万円) / 災害復興住宅融資 (相談窓口 0120-086-353)

加算支援金：全壊・大規模半壊 100万円 / 中規模半壊 50万円 / 全壊・大規模半壊 200万円 / 中規模半壊 200万円 / 解体世帯 200万円 / 全壊・大規模半壊 50万円 / 中規模半壊 25万円 / 解体世帯 50万円

能登6市町の特例給付金とは

正式名称：地域福祉推進支援臨時特例給付金 問合せ先：電話 076-225-1956

対象となる世帯：①珠洲、輪島、穴水、能登、七尾、志賀の6市町で、2半壊以上の被災をした3世帯者や世帯者のいる世帯、又は世帯の借入や返済の滞りがないと見込まれる次の②～④の世帯
②住民税非課税世帯、住民税均等割のみ課税世帯 ③家計世帯 ④児童扶養手当受給世帯
⑤無職・失業している世帯 ⑥一定のローン残高がある世帯

家財給付金 50万円 (実際の家財などの購入までは不要)
自動車購入給付金 50万円 (実際の車の購入までは不要、車の廃車処理は必要)
住宅再建給付金 (半身でも減額されない) 建築・購入・補修で最大200万円、賃貸で最大100万円

電話で相談したい

日本弁護士連合会 0120-254-994
金沢弁護士会 080-8995-9483
富山県弁護士会 0120-315-787

受付時間など詳細は

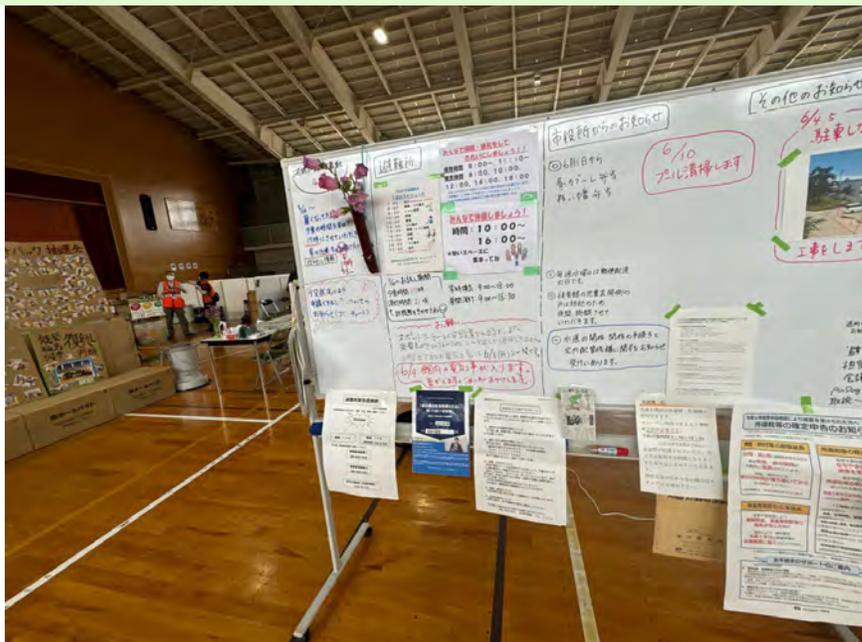
能登半島地震 支援情報瓦版の例



避難所の小学校に貼られたひさぽツールや支援制度説明会のチラシ(輪島市)



↑ 避難所施設に貼られたひさぽツール(穴水町)



輪島市役所に貼られた瓦版



メディアとの連携も市民を情報面で救う

13 〇【石川総合】 2024年(令和6年)1月6日(土曜日) 北

能登半島地震 支援情報 瓦版

【被災後の生活再建のために】 発行: 1月3日

静岡の弁護士生活再建の流れをネット公開

「被災者支援カード」が、生活再建に役立つ情報をまとめた「瓦版」を作った。3日から自身のホームページ(HP)や交流サイト(SNS)で公開している。

能登半島地震の被災者を支援しようと、防災士の資格を持つ静岡県弁護士会の水野弁護士(北)が、静岡市で独自の被災者支援情報や動画を撮影し、被災者への発行を申請してから支援制度を活用する再建までの流れを記した。

代表的な支援制度として、最大で300万円が支給される被災者生活再建支援金や、借入れ以上を対象にした災害復興住宅融資の返済特別な低金利、応急修理制度を使うと仮設住宅に入れなくなる場合があるとして、活用する制度を慎重に検討するよう呼びかけた。

水野弁護士は「全てを失い、絶望している人もいます。かもしれないが、人生は終わっていない。いろいろな支援があるのであるにないでほしい。瓦版が再建に向けた道しるべになれば」と話している。

水野弁護士は日本大震災後、静岡県弁護士会の要請を受け被災地の避難所へ赴いた経験があり、

1.1 大震災

被災者支援カード

大切な9つの支援制度

応急修理制度 (災害救助法) 自力 被災者本人、世帯主が被災した建物(建物)に被害が生じた場合、申請すれば応急修理費が支給される(申請は無料)。 申請費: 70,000円 申請期間: 34.3万円(2023年度)	応急仮設住宅 (災害救助法) 自力 被災者本人、世帯主が被災した建物(建物)に被害が生じた場合、申請すれば応急仮設住宅が提供される(申請は無料)。 申請費: 70,000円 申請期間: 34.3万円(2023年度)	被災者生活再建支援金 (災害救助法) 自力 被災者本人、世帯主が被災した建物(建物)に被害が生じた場合、申請すれば被災者生活再建支援金が支給される(申請は無料)。 申請費: 70,000円 申請期間: 34.3万円(2023年度)
基礎支援金 (被災者生活再建支援法) 自力 被災者本人、世帯主が被災した建物(建物)に被害が生じた場合、申請すれば基礎支援金が支給される(申請は無料)。 申請費: 70,000円 申請期間: 34.3万円(2023年度)	公費解体制度 (災害救助法) 自力 被災者本人、世帯主が被災した建物(建物)に被害が生じた場合、申請すれば公費解体制度が適用される(申請は無料)。 申請費: 70,000円 申請期間: 34.3万円(2023年度)	被災ローン減免制度 (自然災害ガイドライン) 自力 被災者本人、世帯主が被災した建物(建物)に被害が生じた場合、申請すれば被災ローン減免制度が適用される(申請は無料)。 申請費: 70,000円 申請期間: 34.3万円(2023年度)
加算支援金 (被災者生活再建支援法) 自力 被災者本人、世帯主が被災した建物(建物)に被害が生じた場合、申請すれば加算支援金が支給される(申請は無料)。 申請費: 70,000円 申請期間: 34.3万円(2023年度)	災害復興住宅融資 (災害復興住宅融資) 自力 被災者本人、世帯主が被災した建物(建物)に被害が生じた場合、申請すれば災害復興住宅融資が適用される(申請は無料)。 申請費: 70,000円 申請期間: 34.3万円(2023年度)	雑損控除 (所得税法) 自力 被災者本人、世帯主が被災した建物(建物)に被害が生じた場合、申請すれば雑損控除が適用される(申請は無料)。 申請費: 70,000円 申請期間: 34.3万円(2023年度)

ひと目で分かる支援メニュー

県庁の主な支援制度

市町村の主な独自施策



記事 災害復興支援を続ける弁護士に聞いた 支援制度利用のポイント

日弁連・災害復興支援担当の弁護士に聞いた『生活再建のための支援制度 利用のポイント』

みんなのコメント(3) シェアする

2024年3月6日

いざ災害に直面したとき、どうすれば生活の再建へ向けて一歩を踏み出すことができるのか。行政が用意する支援制度を利用するためのポイントを、弁護士の永野海さん(日弁連災害復興支援委員会副委員長/防災士)に伺いました。永野さんは、これまで被災者へのさまざまな支援活動にに関わり、能登半島地震でも被災した住民に向けて支援制度の説明会を行っています。今回は、永野さんが支援制度のポイントをまとめた「瓦版」を元に、解説していただきます。(クローズアップ現代 取材班)

- INDEX
- 生活再建するなかで、どんな支援が受けられるか
 - 自宅などの被害状況を写真・動画に記録する際のポイント
 - 被災証明書ってなに? 被災証明書で使える制度を表でチェック
 - 支援制度について特に知ってほしい6つのポイント
 - ポイント1: 災害弔慰金
 - ポイント2: 公費解体
 - ポイント3: 基礎支援金 & 加算支援金
 - ポイント4: 応急修理制度
 - ポイント5: 災害復興住宅融資
 - ポイント6: 雑損控除
 - 最後に

NHKクローズアップ現代が、〈能登の説明会を疑似体験〉できる特設サイトを制作

ぜひ被災者に必要な情報がどのようなものか、職員の皆さまも一度確認して下さい

北陸中日新聞R6.1.6朝刊

北國新聞R6.3.1朝刊(震災2か月特集)

わかりやすい被害と
わかりにくい被害

輪島市山間部



輪島市中心部



輪島市中心部



志賀町



家の中の被害



家の中の被害



令和4年台風15号 当初何が起きていたか



浸水被害

発災直後は被害が外からでもある見えやすい
しかし数日、1週間後には外からは被害が見えにくくなる

令和4年台風15号 当初何が起きていたか



浸水被害 外からでも
わかりやすい家の被害は
全体のごく一部！

令和4年台風15号 当初何が起きていたか



外から被害が**見えにくくても**
浸水した全ての家は
人が住めない状態に

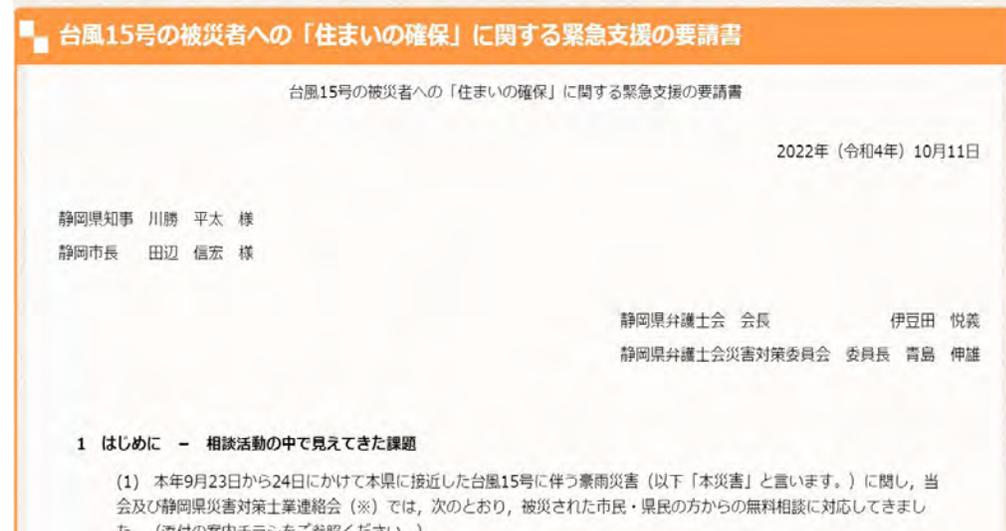
多くの被災者が住める家を失っている現状と住まい施策を行政に要望



静岡県に対する要望書提出時の様子
(写真奥の右：弁護士会伊豆田会長（当時）
写真奥の左：弁護士会村松災害担当副会長（当時）

令和4年9月24日の発災後、相談活動により得た被害実態を踏まえ、**10月11日付け**で静岡県及び静岡市に対して提出した要望書の骨子
【台風15号の被災者への「住まいの確保」に関する緊急支援の要請書】

発災直後から住宅の中の被害を行政が確認することで迅速な住まい施策を！



「住まいの確保」に関して緊急に求められる方策について

- (1) 公営住宅の入居要件の緩和
- (2) 応急仮設住宅の早期提供
 - ア 一刻も早い応急仮設住宅の提供開始
 - イ 応急仮設住宅の提供において留意されるべき重要事項
 - ① 少なくとも半壊以上の世帯を対象とすること
 - ② トレーラーハウス、ムービングハウスなども活用すること
 - ③ 応急仮設住宅の対象外となった被災者の自治体独自の救済
 - ④ 罹災証明書の早期交付
 - ⑤ 罹災証明のための住家被害認定調査における第一次調査の活用
 - ⑥ 住宅の施策についての早期かつ効果的な広報
- (3) 避難所の開設

発災直後から市民に信頼されるには・・

- ・ 現地に足を運び被害を五感で感じる
- ・ 被災市民に共感し、心から寄り添う

に加えて

市民と「向き合う」のではなく
市民と「二人三脚」をすることがコツ？

言い換えると

- × 問題を解決しようと
市民に教える、市民に与えるではなく
- 市民の苦しみを聞き、
一緒に悩み、憤り、一緒に模索する

抽象的、かつ偉そうですね……

〈職員 of 被災市民への向き合い方のおすすめ 弁護士の被災者相談を例に〉

お互いに不幸な《緊張型》の相談対応

被災住民

相談

緊張

回答

弁護士

- ・全部相談の答えを知っていないと...
- ・問題を解決できないと...
- ・わからない、と言えない

- ・頭が良すぎる弁護士
 - ・真面目すぎる弁護士
 - ・自信がなさすぎる弁護士
- におおいパターン

お互いに幸せな《二人三脚型》の相談対応

行政

制度

今後の不安

お金

再建の悩み

一緒に悩み、一緒に解決

被災住民



弁護士

「僕らも災害相談ははじめてなんで知らないことばかりですが、とにかく力になりたいので今日ここにいますので、何でも教えて下さい！」

「それはつらいですね」「それはひどいな」
「ちょっと僕、電話して聞いてみますよ」

《**住まいの迅速な支援**》と並ぶ
発災直後のもう1つの被災地の重大な課題
《**住家被害調査と罹災証明の判定**》



この問題の研修は別途じっくり時間をかけてやる必要
今日は導入部分のみを

避難生活

避難所
公営住宅
ホテル
車中泊
自宅
家族宅
親戚宅
知人宅

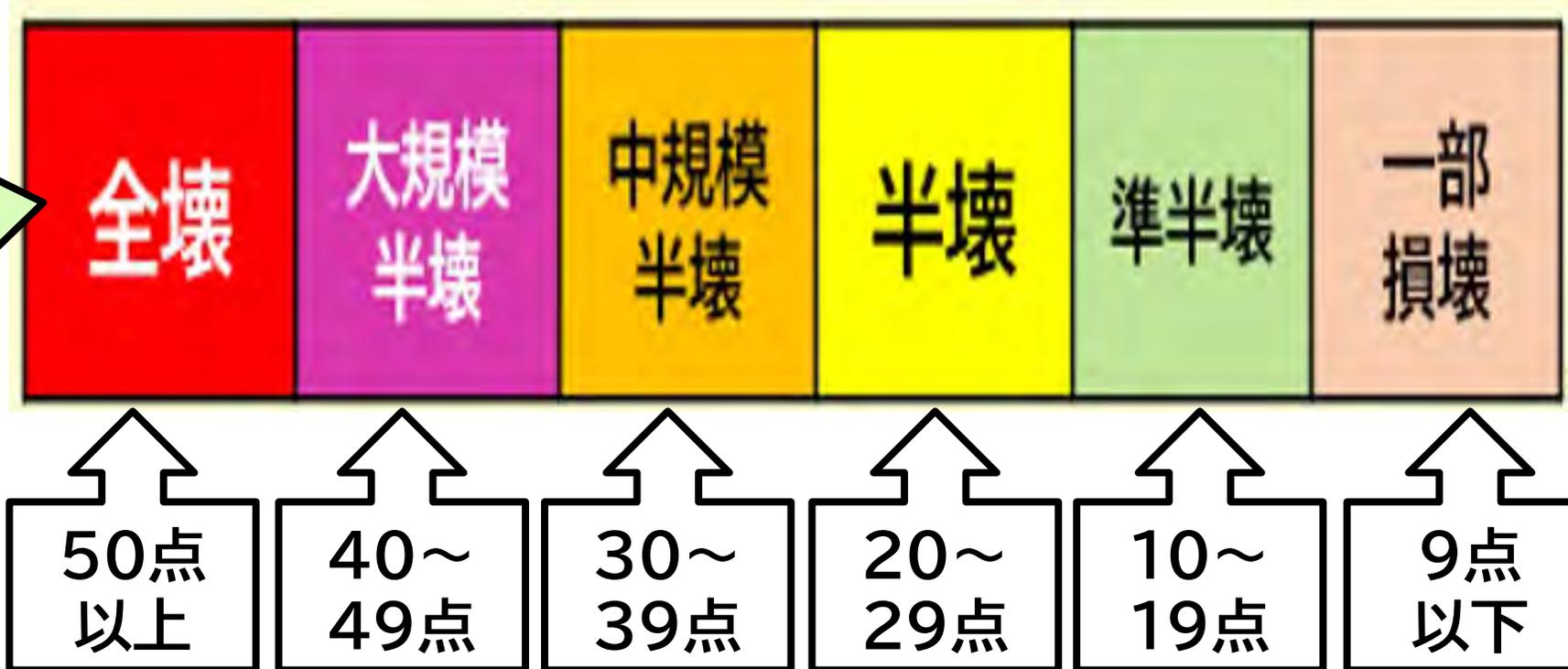
被災証明書 (全壊、半壊...)

罹災証明書の判定が
支援制度の大小につながる

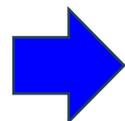
避難所 数日から数ヶ月の利用 (無料)	ボランティア 専門家支援 片付け・土砂撤去 など様々な困り ごとの相談	応急修理 制度 0円	被災者生活再建支援金 基礎支援金	火災(地震) 保険・共済 火災保険だけでは地震・津波の 被害保障なし	?
仮設住宅 原則 2年 以内 家賃無料 半壊も入居可能性	義援金 家族の死亡や住家 被害の程度により 支給される	自治体の 独自支援 自治体により の有無・内容 なるので情報	被災者生活再建支援金 加算支援金 建設・購入 200万 修理 100万 民間貸借 50万 *中規模半壊は上 の各半額	災害援護 資金貸付 1か月以上の負傷 家財損害、住家被 害に応じ最大 350万円 貸付	雑損控除 (災害減免法) 建物・家財・車・墓 地などの被害や災 害による支出で税 金が減免される
公費解体 原則全壊が対象。 特定非常災害等なら 半壊以上の家屋や 一部事業所も無料で 解体・撤去	被災者生活再建支援金 加算支援金 建設・購入 200万 修理 100万 民間貸借 50万 *中規模半壊は上 の各半額	被災ローン 減免制度 住宅、事業、教育 などの個人ローン の減額・免除	リバース モーゲージ 60歳以上なら、不 動産を担保に、利 息のみの返済可能	災害復興 住宅融資 (建設・購入・補修) 建設・購入資金は 半壊、補修は一部 損壊以上が条件	災害公営 住宅 収入に応じて家賃 は変動。当初数年 は家賃の特例あり

修理／建替／引越／公営住宅

罹災証明は
100点満点
の住宅の
壊れ度テスト



地震の一次調査(外だけの調査)



二次調査(家の中も調査)

屋根	15点
壁(外壁)	75点
基礎	10点

どちらも
100点
満点

屋根	15点	外壁	10点	建具	15点
柱	15点	内壁	10点	基礎	10点
床	10点	天井	5点	設備	10点

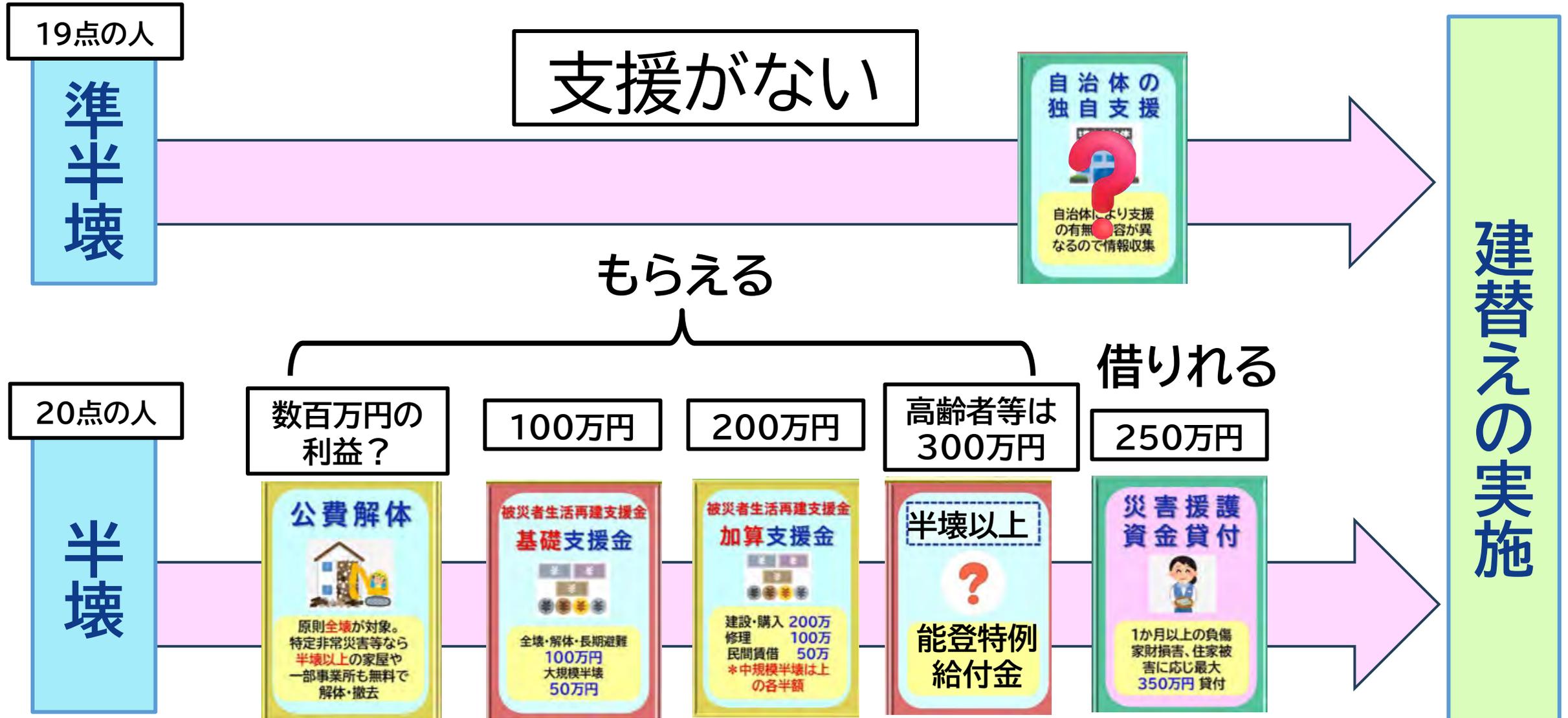
地震の一次調査(外だけの調査)

屋根	15点
壁(外壁)	75点
基礎	10点

壁の状態を外部
から確認できない
能登の建物



自宅を解体して建替える際の準半壊と半壊の公的支援の差



※さらに義援金も金額に差が出るし、固定資産税の減免も半壊以上なら受けられる

では二次調査を申請すれば
いいじゃないか？

- そもそも罹災証明書や二次調査、再調査などの**知識**がそもそも多くの被災者にはない
- 知識を得て二次調査を申請しようとする、自治体から「判定が下がる可能性がありますよ」「それでもやりますか？」と**冷たく言われる**現実 **(多くの市民が役場の窓口をこわがっている)**
- では判定が上がりそうなのか、下がりそうなのを知るためには自治体で作成した**調査票**をみないとわからないが、それを見せたり、交付してくれる自治体は少ない
- さらにひどい自治体は、**り災証明の「交付」を受けたあとはもう二次調査も再調査も申請できないという運用**をしている
(裁判でいえば、判決書を受取ったらもう控訴できないのと同じ)

〈罹災証明の調査と判定をめぐる自治体と住民の関係性〉

被災住民



対立構造？



自治体

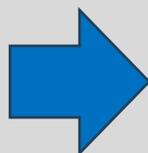
- 判定が低すぎる
- 窓口の対応がつかない
- 二次調査、再調査の条件や期限が厳しい
- 情報開示してくれない(点数、調査票の交付)

-
- 被災混乱状態での余裕のなさ
 - 正直、発災後に急遽学んだ知識不足の不安
 - 一生懸命やってるのに文句ばかりいわれることへの内心の腹立ち、悲しさ
 - 情報公開への不安(間違い、自信がない SNS時代、対国の関係)
 - 住民に有利に点数をつけてあげてるのにそんな親心？も知らないで...

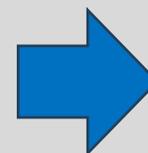
罹災証明の判定
市民は自治体の敵じゃない

〈罹災証明の判定のそもそもの《意味・本質》を基礎自治体は知っておく必要がある〉

知識・経験が十分でなく対立構造の場合



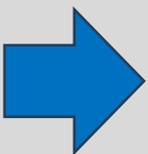
低い
判定



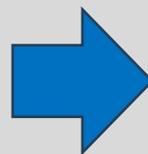
乏しい支援

住民の不满

二人三脚で取り組めた場合



高い
判定



大きな支援

住民の感謝

- 現在の災害救助法、被災者生活再建支援法の構造の中で判定が上がることによる **追加支援のお金は誰の負担** ですか？
- 被災市民の再建と **町の復興** とはどんな関係性ですか？

〈住家被害認定調査のそもそもの大問題〉

- 建築の専門家ではなく、**慣れない自治体職員**が調査をする前提
 - そのため、内閣府の指針は、素人でもわかるような、**〈外観〉から判定できる壊れ方**を主な例として点数基準を作成している
 - そのため、ある部分の被害により、**①建物全体に影響があったり**
②部材の機能が喪失して再利用ができなかったり、③全体の交換が必要になる場合でも、実際の被害に応じた点数がつけにくい
- ➡ 結果、被害実態と大きく乖離した罹災証明の判定になる

出典：災害に係る住家の被害認定基準運用指針
参考資料（損傷程度の例示）【令和3年5月】より

●ひび割れ 幅約0.3mm以上の亀裂をさす。



10016



10017

第2次調査
内 壁

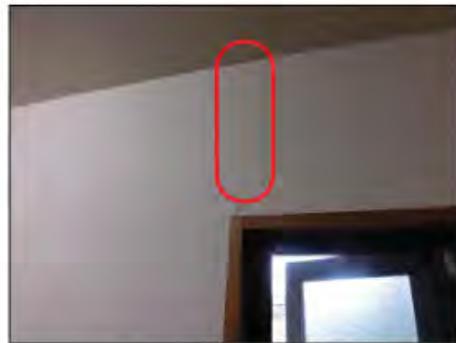
⇒ p1-35 2-5 内壁

●程度 I



10068

塗り壁隅部にわずかなひび割れが生じている。



10069

ボードの目地部にわずかなずれが生じている。

第1次調査
壁(外壁)

⇒ p1-10 1-2 壁(外壁)

●程度 I



10028

【モルタル塗り仕上等】
開口隅部廻りにわずかなひび割れが生じている。



10029

【モルタル塗り仕上等】
開口隅部廻りにわずかなひび割れが生じている。

●程度 II



10032

【モルタル塗り仕上等】
仕上の剥離が生じている。



10033

【モルタル塗り仕上等】
仕上の剥離が生じている。

外観でわかる事象を中心に、その程度から形式的に住家の損傷を I ~ V の5段階で評価
しかも、その損傷がある範囲の〈面積〉のみを被害部分と評価して計算する。



外観と被害の程度が一致しなかったり、当該被害の影響が全体に及んでいても評価は困難

しかし、国の住家被害認定調査の本質や位置づを知れば

- 調査の目的は、住家の**経済的被害**を評価すること
→ 経済的被害の「実態」に見合った評価をすることはむしろ制度上求められている
- 国の指針は、この住家の経済的被害の1つの**標準的な調査方法**を定めたものに過ぎない

■災害に係る住家の被害認定基準運用指針(平成13年作成、令和3年最終改定)

- ・市町村が災害により被害を受けた住家の被害認定を迅速かつ的確に実施できるよう、地震・水害・風害等の災害ごとに住家の経済的被害の標準的な調査方法を定めたもの
- ・固定資産評価を参考に、原則として、部位(基礎、柱等)別の損害割合を算出し、それらを合計して住家全体の損害割合を算出して判定

ちゃんと書ける
指針に書いてある

出典:内閣府資料「災害に係る住家の被害認定」

https://www.bousai.go.jp/taisaku/pdf/r306higai_nintei.pdf

●たとえば現在の罹災証明における「全壊」なども

「住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの」

https://www.bousai.go.jp/taisaku/pdf/r303shishin_1.pdf

と国は明確に記載している。

●また、機能損失をもってその経済的被害の実態に応じた被害認定ができることは以下のような現在の内閣府防災の運用指針の記載からも明らかだし、指針が参考に過ぎないことも明記されている。

重要！

罹災証明のための住家調査では、基本的には国の運用指針を参考にしつつも、

機能損失や部分的な被害にみえても全体の交換、修理が必要などの事実が明らかになった場合には、国の運用指針に具体的な評価の仕方等の記載がない場合でも、それによる経済的被害に見合った評価点数をつけることが、むしろ国の住家被害認定調査の制度趣旨に沿うものと考えられる。

4. 適用範囲

本運用指針は、地震、水害及び風害による下表のような住家被害を想定して作成したものである。これら以外の災害で住家に被害が発生した場合、本運用指針の考え方を参考に、被害認定基準等に基づき適切に被害認定を行う。

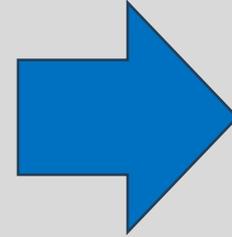
災害	想定している住家被害
地震	・地震力が作用することによる住家の損傷 ・地震に伴う液状化等の地盤被害による住家の損傷
水害	・浸水することによる <u>住家の機能損失等の損傷</u> ・水流等の外力が作用することによる住家の損傷 ・水害に伴う宅地の流出等の地盤被害による住家の損傷
風害	・風圧力が作用することによる住家の損傷 ・暴風に伴う飛来物の衝突による住家の損傷 ・損傷した箇所から雨が降り込むことによる <u>住家の機能損失等の損傷</u>

〈市民側でできる罹災証明の判定を勝ち取る自己防衛〉

- 大工さん、工務店の人、ハウスメーカー、建築士さんなどに住宅が受けた「**経済的被害**」の根拠となる書面を作ってもらおう
- 一番簡単なのは「**修理見積書**」
 - ・この災害で壊れた部分を全て直す場合のフルパッケージの修理見積書を作ってもらおう
 - ・しかも、できるだけ細かく、「どう壊れているのか」「なぜもう使えないのか」「なぜ全面交換が必要なのか」などをプロの視点で見積書の中に書き入れてもらうこと！
- それを**二次調査、再調査**の際に自治体職員に見せ、説明する

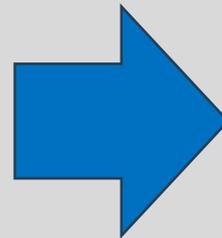
〈こうした市民の努力の資料を自治体職員はどう受け止めるべき？〉

対立関係だとしか思えないと？



- ・また面倒くさいことしてきて...
- ・これ以上仕事を増やさないでよ(涙)

二人三脚だと理解できると？



- ・専門家の資料助かる！
- ・これで国にも高い判定の説明ができる！
- ・国や都道府県のお金で町の復興ができる！



Japan Federation of Architects & Building Engineers Associations

公益社団法人 日本建築士会連合会

【総合】 TEL 03-3456-2061 FAX : 03-3456-2067 【登録部】 TEL 03-6436-1401 FAX : 03-6436-1402

災害対応の取組情報 | 公益社団法人 日本建築士会連合会

TOP > 連合会の活動 > 災害対応の取組情報 > 連合会策定の取組 (事前防災活動指針・災害対応2022・浸水被害対応マニュアル)

建築士の方へ

講習会・技術情報

定期講習

監理技術者講習

既存住宅状況調査技術者講習

建築士会技術研修/講習会のご案内

総合図作成ガイドライン

設計図書整合性向上ガイドブック

基礎ぐい関連情報

一級建築士の登録案内

一級建築士登録案内ほか

一級建築士登録証明書の発行

本籍・住所・勤務先などの変更

連合会策定の取組

(事前防災活動指針・災害対応2022・浸水被害対応マニュアル)

- 【1-1:「地震風水害対策用 建築士会事前防災活動指針」(令和2年度策定)】
発災後の10項目を担保するための発災前の防災まちづくり活動の重要性記載した指針
- 【1-2:「建築士会の災害対応2022改訂版」(令和3年度策定)】
発災時の各県建築士会や連合会の行動フローを記載した災害対応の改訂版
- 【1-3:「浸水被害住宅の技術対策マニュアル」(令和4年度策定)】+[復旧費用概算額算出エクセルデータ](#)
頻発する浸水被害住宅に対応する復旧技術対策を記載したマニュアル
 - ・[「浸水被害住宅の技術対策マニュアル」広報チラシ](#)
 - ・[各士会で実施した講習会の動画](#)
 - ・[ぼうさいこくたい2023オリジナルセッション動画](#)～

※本サイトに掲載されているイラスト・写真・文章等の無断転載・複製を一切



浸水被害住宅の技術対策マニュアル

令和5年3月

公益社団法人 日本建築士会連合会

技術対策マニュアルの中では、ひさぽツールも紹介して下さっている(余談)

出典:「浸水被害住宅の技術対策マニュアル」(令和4年度)」

◇目的別の床撤去作業のポイント

床の撤去を行う目的	撤去作業のポイント
①浸水により床の機能が損なわれて使用できない	床の材質により撤去する可否が異なります。また、床材といっても、複数の材料で床が構成されていますので、どこまで撤去し、どの材料を残すのかを判断します。
②床下の排水、泥の撤去作業ができない	作業を可能とする範囲を撤去します。床下に人が入れない場合、あるいは床下の乾燥を行うことを優先すれば、相当な部分を撤去することも考えなければなりません。

▶再利用が可能か否かについて、仕上げ材ごとの判断の目安を、別掲していますので参考としてください。なお、あくまで目安であり、被災状況を確認したうえで、また、今後の建物の利用方針等を総合的に勘案して撤去すべきか否かを判断します。

部位	材 料	再利用の可否	備 考	
	土塗り壁	△	土が落ちても小舞は使用可能ではあるが、復旧用の土の確保や職人の有無等を総合的に判断 漆喰等仕上げがある場合は内部を確認	
	無垢材板張り	○	水洗いで使用可能	
断熱材	繊維系(鉱物性)	×	グラスウール、ロックウール等は極めて不可	
	発砲樹脂系	△	他の仕上げ材との接地面と隙間の確認要する	
建具	アルミサッシ類	○	水洗いで使用可能(網戸共)	
	樹脂サッシ	○	水洗いで使用可能	
	木製建具(障子・ふすま)	無機材	△	水洗い、乾燥させ、障子・ふすま紙を張替え
		繊維版類	×	
	内部ドア類(枠共)	無垢材	○	水洗いで使用可能
繊維版類		×	MDF共	
外壁材		○	雨水が掛かる材料のため、水洗いで使用可能	

- : 基本的に再利用が可能と考えられるもの
- △: 浸水の時間や材料の仕様により再利用も可能と考えられるもの
- ▲: 一般的に再利用は不可であるが、材料の仕様等により使用可能と考えられるもの
- ×: 基本的に再利用はできないと考えられるもの

◇部位、材料ごとの浸水後の再利用の可否判断目安

部位	材 料	再利用の可否	備 考	
床	フローリング	無垢材	○	水洗いで使用可能
		合板類	▲	捨て貼りのある場合は、捨て貼り合板類の耐水性のレベル(特類か否か)や浸水時間で判断 捨て貼りのない場合は、仕上げフローリング材の材質等により判断
	畳	×	化学畳等も表材は使用不可	
	畳下地	荒板材	○	水洗いで使用可能
		合板	▲	耐水性のレベル(特類か否か)や浸水時間で判断
	カーペット類		×	
長尺CFシート		△	水洗いで使用可能だが、下地により判断	
内壁	クロス	×		
	繊維壁	×		
	漆喰類	△	浸水時間と下地材料により判断	
	下地	合板類	▲	耐水性のレベル(特類か否か)や浸水時間で判断
石膏ボード		×		

ここで▲や×になっているものであれば、一度浸水した場合には、内閣府の基準でいう最大評価のVで損傷を評価し、しかも交換が必要となる全ての面積をVで計算する

自治体職員も、被災者本人もこうした専門家のテキストを二次調査で最大限利用する!



〈最後に〉

- 自治体は、自らが守るべき**被災市民と対立するのではなく、むしろ二人三脚**で、国との関係で1つでも高い罹災証明の判定を勝ち取り、自治体の費用負担を極小化した上で、**より多くの公的支援を被災市民に届ける**ことが本来的使命では
- **被災者の苦しみに共感し、ともに悩み、ともに憤り、被災者に積極的に情報公開をし、互いの信頼関係を醸成**した上で、ともに知恵を絞り、専門家の助力も得て、1つでも高い判定、1つでも多い公的支援が被災自治体に届くように市民や専門家と連携する
- そうして、**被災者の復興が加速することが、すなわち町の復興の加速そのもの**である。住民が災害後も町に残り、町で再建を果たしてくれなければ、自治体は存在自体難しい。

ブックマーク・フォロー

静岡での災害発生後、たとえ皆さんの町に支援に入れなくてもHPやSNSで皆さんの復興の力になる情報を積極的に発信していきます。自治体の皆さんも、市民の皆さんも、ぜひ平時からブックマークやフォローをして、備えの1つにしてください



ひさぽサイト
(被災者支援情報さぽーとページ)



X(旧Twitter)